

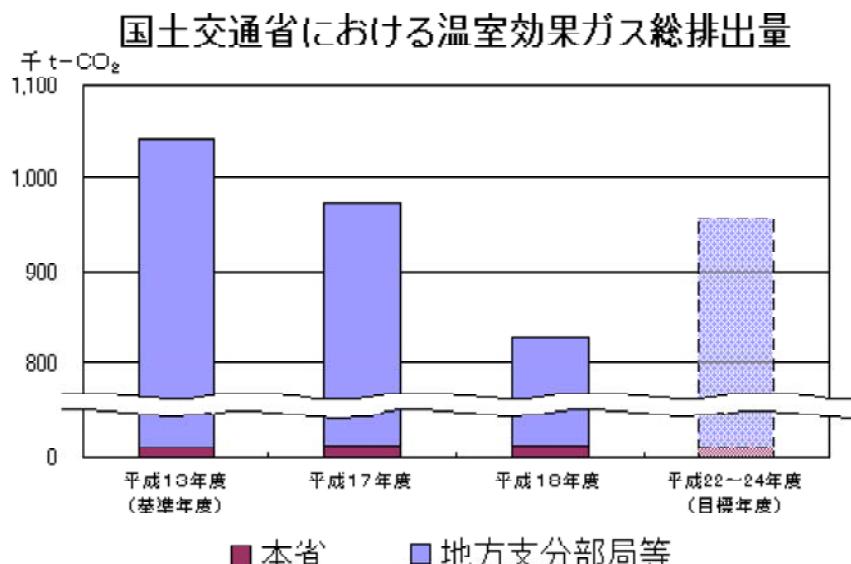
国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

〔平成19年10月12日〕
国土交通省環境政策推進本部決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)(以下「政府実行計画」という。)に基づき、国土交通省が自ら実行する具体的な措置に関する実行計画を下記のとおり定める。

記

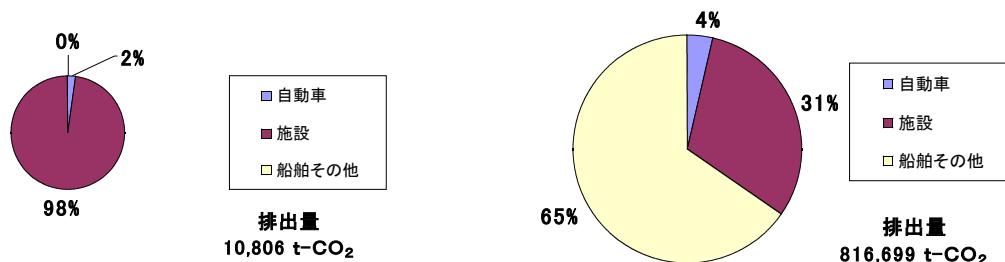
国土交通省の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成18年度において平成13年度比で20.6%減少し、旧実行計画の7%削減目標を達成した。今後も、政府実行計画等を踏まえ、平成22～24年度の温室効果ガス総排出量の年平均を13年度比で8.5%削減することを目標とし、以下の取組みを行うこととする。取組みの実施に際しては、国民の安全確保等国土交通行政の使命を果たしつつ施設のエネルギー使用量等をより一層削減することで、目標達成を図る。また、この目標は、国土交通省の取組みの進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。



1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省(中央合同庁第3号館及び第2号館)及び地方支分部局等(国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、航空保安大学校、国土地理院、小笠原総合事務所、各地方整備局、北海道開発局、各地方運輸局、各地方航空局、各航空交通管制部、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁をいう。以下同じ。)を対象とする。

【本省の平成18年度排出量内訳】 【地方支分部局等の平成18年度排出量内訳】



2. 実施計画の期間等

本計画は、平成19年度から平成24年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 低公害車の導入

- ① 公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、平成19年度に271台の低公害車を新たに導入する予定。
- ② 現在2台を使用している燃料電池自動車について、今後とも国土交通省の公用車として率先導入を推進する予定。
- ③ このほか、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、平成19年度に271台の低公害車を新たに導入する予定。(再掲)
- ② 現在2台を使用している燃料電池自動車について、今後とも国土交通省の公用車として率先導入を推進する予定。(再掲)
- ③ 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ④ アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ⑤ 有料道路を利用する公用車について、既に本省公用車のすべてにETC車載器が設置されているが、平成19年度に新たに158個導入する予定。
- ⑥ カーナビゲーションシステムを平成19年度に186個導入する予定。
- ⑦ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑧ カーエアコンの設定温度を1度アップする。
- ⑨ ガソリンを満タンにしない。
- ⑩ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑪ 本省及び地方支分局等において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
 - 警備上支障のある場合
大臣車、副大臣車、大臣政務官車、事務次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
 - 業務上支障のある場合
緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ⑫ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑬ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

(3) 自転車の活用

「霞ヶ関自転車利用システム」(平成11年2月)のさらなる活用など、霞ヶ関及び地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進する。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギー モード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(5) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省及び地方支分局等の部局単位等適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙(ミスコピーや使用済文書等)については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑦ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑧ A4判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。
- ⑨ 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回

収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 間伐材、小径材等の木材や未利用纖維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7) HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からのSF₆の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF₆の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ⑥ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ

温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

- ⑦ 省エネルギー診断に基づき、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り重点的に、設備・機器の導入、改修、運用改善を行う。

イ 製品等の長期使用等

- ① その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ③ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ④ 庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
- ⑤ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑥ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

4. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成6年建設省告

示第2379号)及び国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準(平成17年国土交通省告示第551号)の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備する。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 既存の建築物においてエネルギーの使用状況等省エネルギーに係る診断を実施し、さらなるエネルギーの使用的合理化が図られるよう、可能な限り重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。
- ② 中央官庁庁舎の入居官庁は、各庁舎の単位面積当たりの電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量並びにそれに伴う温室効果ガスの排出量を平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で一定比率削減させる目標を立てるとともに、その達成に努める。
- ③ 既存の建築物において、既に省エネルギーに係る診断等が行われている庁舎も含めて、更なる省エネルギーの可能性を精査するため、可能な限りESCO事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、幅広くESCO事業を導入する。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 建築物の建築等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入等

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

- ② このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ③ また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理(設定温度を冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(6) 新エネルギーの有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、燃料電池、太陽熱、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② このため、庁舎や公務員宿舎に燃料電池、太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。
- ④ 建築物の規模・用途等を検討し、コーポレート・ソーシャル・レスponsibilityシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(7) 水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ③ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ④ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備要領

- ① 太陽光発電の導入及び建物の緑化に当たっては、施策の効果を有効に發揮できるよう整備するとともに、国民への施策の周知についても考慮して整備するものとする。
- ② 太陽光発電の導入については、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備するものとする。
- ③ 建物の緑化については、建物の低層部分への整備を主として行うものとする。
- ④ 周辺の整備状況や気候等の地域的条件、建物の使用条件等を考慮して、効

果的な整備を図るものとする。

- ⑤ 既存庁舎へ整備する場合は、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナンス等を考慮するものとする。

(9) 太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画

政府の実行計画第4の2(8)、政府の実行計画の実施要領2(8)、「太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方について」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)及び「国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について」(平成19年5月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に基づき、2012年度までの今後6年間で、延床面積1,000m²以上の庁舎で、耐震性能を満たしていない又は耐震診断未了、屋上に通じる階段がない、豪雪地帯に立地しており年間の相当期間において屋根面が埋没する等構造上・立地上の不都合がない限り、全て、太陽光発電導入又は建物の緑化を行うこととし、国土交通省における太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画は以下のとおりとする。

既存庁舎において、既に578.7kWの太陽光発電及び9,625m²の建物の緑化を整備済みであるが、計画期間である平成19年度から平成24年度までに追加的に2,124kWを目途として太陽光発電を導入するとともに、追加的に11,022m²を目途として建物の緑化を行うこととする。これらの整備に当たっては、以下のスケジュールを目安として進めることとする。

① 太陽光発電の導入スケジュールの目安(単位:kW)

	19～20年度	21～24年度	計
新築の庁舎	117	85	202
既存の庁舎	229	1,693	1,922
本省	0	0	0
地方支分部局	281	1,432	1,713
その他の施設	65	346	411
計	346	1,778	2,124

② 建物の緑化の整備スケジュールの目安(単位:m²)

	19～20年度	21～24年度	計
新築の庁舎	610	361	971
既存の庁舎	406	9,645	10,051
本省	0	0	0
地方支分部局	1,016	8,392	9,408
その他の施設	0	1,614	1,614
計	1,016	10,006	11,022

(10) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。
- ③ 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ④ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ⑤ 建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。
- ⑥ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

イ 建築物の建築等に当たっての他の環境配慮の実施

- ① 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性鋪装や散水の実施に努める。
- ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るとともに、休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。
- ③ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ④ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑤ 可能な限り反射板の取り付けにより照明の照度の向上に努める。
- ⑥ 全ての白熱灯について省エネルギー型蛍光灯又はLED照明への切替えを極力図る。
- ⑦ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑧ 庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF₆の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。(再掲)
- ⑨ 建築物の建築等の設計者が、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法の採用に努め、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

- ① 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断(防災上必要な部分を除く。)などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制

御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

エ 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

5. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理(設定温度を冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
(再掲)
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。(再掲)
- ④ 夏季(6月1日から9月30日まで)における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行する。
- ⑤ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑥ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑦ 深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日の午後六時以降は、主催会議の中止を進める。
- ⑧ 職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。
- ⑨ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間ににおける照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。コピー室、資料室、会議室等についても点灯すべき最小限の照明のスイッチにシールを貼ること等の工夫により、消灯を徹底する。
- ⑩ 昼休みや長時間の離席時、退庁時におけるパソコンの電源OFFを徹底する。
- ⑪ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。

- ⑫ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。
- ⑬ 給湯器へのエコノマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑭ 庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑮ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑯ 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。
- ⑰ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底するため、電力使用量のチェックシートの導入等を図る。
- ⑱ コージェネレーションシステムを導入している場合には、同システムの停止時間中の電力購入量の増加と燃料使用量の減少による温室効果ガスの排出量が最少となるよう運用時間を適切なものとする。

イ 庁舎における節水等の推進

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
- ⑥ 必要に応じ、食器洗い機を導入する。

(2) ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。(再掲)
- ④ リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。

- ⑤ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)
- ⑥ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。(再掲)
- ⑦ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。(再掲)
- ⑧ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。(再掲)
- ⑨ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑩ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑪ 廉房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑫ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- ⑬ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑭ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。(再掲)
- ⑮ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑯ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(4) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用に努める。
- ② 政府が講演等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

6 職員に対する研修等

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

④ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

- ① 国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。
- ② 希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。また、職員に、いわゆる「環境家計簿」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の自己管理の実施や1人1日1kgのCO₂削減を目指した「私のチャレンジ宣言」の実践を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する国民運動の推進に資する取組の実施を促す。

(3) その他

- ① 「国土交通省における省CO₂行動ルール」を別添1のとおり策定し、各職員への徹底を図る。
- ② 職員から省CO₂化に資するアイディア(エコ・アイディア)を募集し、効果的なものを実行に移す。

7. 国土交通省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、国土交通省環境政策推進本部で行う。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、総合政策局長が行う。なお、関係課長クラスからなる幹事会において実施することができるものとする。同幹事会の庶務は、総合政策局環境政策課が行う。(別添2)
- ② 組織の本計画の推進に当たっては、組織毎に責任者又はチームを置き、職員への周知や計画の推進に努める。
- ③ 国土交通省の実施計画の実施状況については、自主的に点検を行い、その結果を踏まえ、国土交通省環境政策推進本部幹事会において、毎年、成果を取りまとめた上、適切な方法を通じ公表する。透明性の確保の観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について過去の実績値等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改変等の要因分析も合わせて公表することとする。
- ④ 総務省の行政評価・監視において、政府の実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、これに積極的に対応する。

8. 国土交通省の削減計画

別添3のとおり。

国土交通省における省CO₂行動ルール

国土交通省においては、職員自ら以下の取組みを行うことにより、「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に掲げられた、数量的な努力目標の達成に貢献するよう努めるものとする。

I. 自動車の効率的利用等

- ① アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ② タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ③ カーエアコンの設定温度を1度アップする。
- ④ ガソリンを満タンにしない。
- ⑤ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑥ 本省及び地方支分局等において、毎月第一月曜日は、警備上及び業務上支障のある場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
- ⑦ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑧ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。
- ⑨ 自転車の活用
「霞ヶ関自転車利用システム」(平成11年2月)のさらなる活用など、自転車の共同利用を一層推進する。

II. 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理(設定温度を冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② 夏季(6月1日から9月30日まで)における執務室での服装について、暑さをしげやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行する。
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ④ 深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、

並びに職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日の午後六時以降は、主催会議の中止を進める。

- ⑤ 職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。
- ⑥ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。コピー室、資料室、会議室等についても点灯すべき最小限の照明のスイッチにシールを貼ること等の工夫により、消灯を徹底する。
- ⑦ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。
- ⑧ 昼休みや長時間の離席時、退庁時におけるパソコンの電源OFFを徹底する。
- ⑨ 各課室の担当者宛に別紙の省エネチェックリスト等を配布し、昼休みの消灯等についての実施状況を自主的に確認させることにより、各課室毎の省エネを励行する。
- ⑩ 環境政策課は夏冬の省エネフォローアップや政府の率先実行計画フォローアップの結果を連絡会議の開催やメール等により職員に分かりやすく情報提供することにより、省エネ意識の醸成を図る。



省エネチェックリスト



目標を立て、省エネの実践をチェックしましょう。

■今、なぜ省エネルギー？

- ・日本が約束した京都議定書に基づく6%削減目標を確実に達成することが必要です。
- ・地球温暖化対策に向け、貴重なエネルギーを大切に使い無駄を防ぐことが必要です。

■今日から実践。毎月チェック

- ・以下の表で毎月、省エネの実施状況をチェックしましょう。(網掛部分は標準的な事務庁舎では項目が該当しない月です。)
- ・1年経つとできた項目、できなかった項目が分かります。

番号	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	省エネ目標を立てる												
②	使用していない部屋の空調OFF												
③	トイレや倉庫の消灯												
④	冷暖房をしている部屋の窓・扉の閉鎖												
⑤	昼休みの消灯												
⑥	自然の外気の取り入れ												
⑦	冷房時のブラインドの利用												
⑧	OA機器のこまめな電源OFF												
⑨	最寄駅への階段利用												
⑩	空調の設定温度の工夫												
⑪	廊下照明の間引き点灯												
⑫	空調機器のそばに物を置かない												
⑬	近場への移動は自転車を使う												

【政府の実行計画 平成19年3月30日閣議決定】

目標

政府の温室効果ガス排出量を平成22～24年度の年平均を、13年度比8%以上削減

【京都議定書目標達成計画 平成17年4月28日閣議決定】

日本の平成20～24年度の温室効果ガス排出量の年平均を、2年度比6%削減

「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」より作成

国土交通省環境政策推進本部幹事会

大臣官房	秘書室長、人事課長、総務課長、広報課長、会計課長、地方課長、福利厚生課長、技術調査課長、総括監察官、公共事業調査室長、運輸安全監理官
総合政策局	総務課長、政策課長、建設業課長、事業総括調整官、交通計画課長、観光政策課長
国土計画局	総務課長
土地・水資源局	土地政策課長
都市・地域整備局	まちづくり推進課長、下水道事業課長、公園緑地課長
河川局	河川環境課長
道路局	地方道・環境課長
住宅局	住宅生産課長
鉄道局	総務課企画室長
自動車交通局	環境課長
海事局	総務課企画室長
港湾局	国際・環境課長
航空局	総務課長
北海道局	参事官
政策統括官	参事官(物流政策)、参事官(危機管理)、参事官、政策評価官、参事官(国際業務)
気象庁	総務部企画課長
海上保安庁	総務部政務課長
官庁営繕部	設備・環境課長
情報管理部	情報政策課長
水資源部	水資源計画課長
国土交通政策研究所	総括主任研究官(2名)
国土技術政策総合研究所	企画部長、管理調整部長
国土地理院	地理調査部長

【事務局】

総合政策局	環境政策課長
-------	--------

(別添3)

国土交通省温室効果ガス削減計画

		平成13年度 (単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
							(13年度比)
公用車燃料	t-CO2	30,610	31,147	29,380	27,033	-11.7%	
施設のエネルギー使用	t-CO2	269,677	283,046	265,171	245,644	-8.9%	
電気	t-CO2	217,804	235,160	228,877	204,951	-5.9%	
	MWh	568,704	625,138	596,522	503,727	-11.4%	
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378				
	電気以外	t-CO2	51,873	47,886	36,294	-21.6%	
その他	t-CO2	741,286	658,920	532,954	680,777	-8.2%	
合 計	t-CO2	1,041,573	973,113	827,505	953,455	-8.5%	

本省(中央合同庁舎第3号館)温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	t-CO ₂	266	235	256	244	-8.3%
施設のエネルギー使用	t-CO ₂	6,375	6,325	7,635	5,780	-9.3%
電気	t-CO ₂	4,767	4,852	6,581	4,289	-10.0%
(電気使用量)	MWh	12,612	12,319	11,701	11,273	-10.6%
(電気の排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.378				
電気以外	t-CO ₂	1,608	1,474	1,054	1,491	-7.3%
その他	t-CO ₂	0	0	0	0	0.0%
合　　計	t-CO ₂	6,641	6,560	7,892	6,024	-9.3%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 蛍光灯のインバータ化・照度補正 191 t-CO₂
- ・ 昼光運動制御 21 t-CO₂
- ・ 人感センサー付照明器具整備 19 t-CO₂
- ・ 蒸気弁類等の保温対策 15 t-CO₂
- ・ 省エネファンベルトへの更新 9 t-CO₂
- ・ 高効率ランプの更新 2 t-CO₂
- ・ 変圧器の損失低減化 17 t-CO₂
- ・ アイドリングストップ装置の導入 5 t-CO₂
- ・ 低公害車への交換 5 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 空調設備稼働時間の見直し 176 t-CO₂
- ・ 共用部における照明間引き点灯及び不要箇所の消灯 77 t-CO₂
- ・ パソコン省エネモードの設定 66 t-CO₂
- ・ 駐車場の換気量制御化 2 t-CO₂
- ・ アイドリングストップ等の徹底 10 t-CO₂
- ・ ノーカーデーの実施 2 t-CO₂

○推進体制

- ①大臣官房会計課長をリーダーとして各部局等の総務課長等で構成される「省エネルギー推進委員会」を対策の実施責任主体とする。
- ②「省エネルギー推進委員会」は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。
- ③大臣官房会計課においては、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行う。メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起するものとする。

地方整備局等温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	t-CO ₂	26,124	25,447	24,474	22,719	-13.0%
施設のエネルギー使用	t-CO ₂	117,854	122,571	112,320	106,794	-9.4%
電気	t-CO ₂	89,763	97,793	93,061	86,426	-4%
(電気使用量)	MWh	230,242	268,124	245,398	205,919	-11%
(電気の排出係数)	kg-CO ₂ kWh	0.378				
電気以外	t-CO ₂	28,091	24,778	19,260	20,367	-27%
その他	t-CO ₂	17,942	15,649	16,069	16,916	-5.7%
合 計	t-CO ₂	161,919	163,668	152,867	146,429	-9.6%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 窓ガラスへの遮光フィルムの貼付及び日光センサーの導入 1,019 t-CO₂
- ・ 高効率照明器具交換 254 t-CO₂
- ・ 人感センサーの導入 74 t-CO₂
- ・ 低燃費車の導入 1,106 t-CO₂
- ・ 太陽光パネルの設置 34 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ アイドリングストップの徹底 707 t-CO₂
- ・ 空調機稼動の短縮 1,384 t-CO₂
- ・ 空調機の温度の適正化 1,507 t-CO₂
- ・ 廊下等蛍光灯の間引き 372 t-CO₂
- ・ 地域熱供給システムの導入 114 t-CO₂
- ・ 昼休みの照明消灯 747 t-CO₂
- ・ パソコン・OA機器等の未使用時の主電源OFF 489 t-CO₂
- ・ 電気機器の使用制限 304 t-CO₂

(3) その他

- ・ 効率的な船舶の運航 937 t-CO₂

○推進体制

① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。

② 対策の実施責任者は、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起する。

③ 實施責任者は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。

地方運輸局等温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	t-CO2	441	426	447	411	-6.8%
施設のエネルギー使用	t-CO2	11,219	9,488	7,332	7,965	-29.0%
電気	t-CO2	7,828	7,053	5,450	6,004	-23.3%
(電気使用量)	MWh	20,556	18,659	14,346	14,647	-28.7%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378				
電気以外	t-CO2	3,390	2,434	1,882	1,961	-42.2%
その他	t-CO2	91	102	88	80	-12.1%
合 計	t-CO2	11,751	10,015	7,867	8,457	-28.0%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 窓ガラスに遮光フィルムの貼付 111 t-CO2
- ・ 省エネタイプの蛍光灯への交換 118 t-CO2
- ・ 太陽光パネル設備設置 7 t-CO2
- ・ トイレ等の人感センサー設置 42 t-CO2
- ・ 蛍光灯のインバーター化 63 t-CO2
- ・ 照明スイッチの細分化 42 t-CO2
- ・ 変圧器の交換 21 t-CO2
- ・ 空調施設の改修 41 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 冷暖房設定温度の徹底 234 t-CO2
- ・ 昼休み時の室内消灯 271 t-CO2
- ・ パソコン、OA機器の未使用時の主電源OFF 84 t-CO2
- ・ 電気機器の使用制限 7 t-CO2
- ・ アイドリングストップ等の徹底 14 t-CO2

(3) その他

- ・ 効率的な船舶の運用 4 t-CO2

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起する。
- ③ 實施責任者は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。

地方航空局等温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	t-CO ₂	1,648	2,742	2,009	1,646	-0.1%
施設のエネルギー使用	t-CO ₂	73,415	75,874	75,208	62,686	-14.6%
電気	t-CO ₂	67,997	70,485	71,725	57,351	-15.7%
(電気使用量)	MWh	179,888	188,007	189,290	149,449	-16.9%
(電気の排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.378				
電気以外	t-CO ₂	5,418	5,389	3,483	5,335	-1.5%
その他	t-CO ₂	11,634	15,722	14,075	14,693	26.3%
合 計	t-CO ₂	86,697	94,338	91,292	79,025	-8.8%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 空調機施設の交換 148 t-CO₂
- ・ 高効率な照明機器等への更新 560 t-CO₂
- ・ 人感センサー付照明器具の設置 1,747 t-CO₂
- ・ 施設の廃止 2,638 t-CO₂
- ・ 業務用機器の更新 98 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 空調稼働時間の適正化 1922 t-CO₂
- ・ 冷暖房温度の適正化 708 t-CO₂
- ・ 昼休み等の室内消灯 162 t-CO₂
- ・ 昼休み等の空調制限 64 t-CO₂
- ・ 退庁時のパソコン・OA機器等の電源オフの徹底 2394 t-CO₂
- ・ 未使用時のパソコン等の電源オフの徹底 195 t-CO₂
- ・ 廊下等の照明の間引き 40 t-CO₂
- ・ 冷暖房時のブラインド使用 1334 t-CO₂
- ・ 定時退庁の徹底 332 t-CO₂
- ・ 休日出勤時の省エネ徹底 86 t-CO₂

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起する。
- ③ 實施責任者は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。

各研究所・大学校等温室効果ガス削減計画

(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
				(13年度比)	
公用車燃料	t-CO ₂	260	197	182	182 -30.0%
施設のエネルギー使用	t-CO ₂	12,452	12,038	10,324	12,257 -1.6%
電気	t-CO ₂	9,192	8,919	7,829	9,187 -0.1%
(電気使用量)	MWh	24,318	23,035	20,519	22,645 -6.9%
(電気の排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.378			
電気以外	t-CO ₂	3,260	3,119	2,495	3,071 -5.8%
その他	t-CO ₂	0	0	0	0 0.0%
合 計	t-CO ₂	12,712	12,235	10,506	12,440 -2.1%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 高効率照明器具への更新 123 t-CO₂
- ・ 省エネタイプの空調機に交換 3 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 空調時間の短縮 143 t-CO₂
- ・ 冷暖房の設定温度の適正化 115 t-CO₂
- ・ 昼休みの消灯 31 t-CO₂
- ・ 廊下等の照明の間引き 107 t-CO₂
- ・ パソコン・OA機器の未使用時の主電源OFF 11 t-CO₂

○推進体制

①対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。

②対策の実施責任者は、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起する。

③実施責任者は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。

気象庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	t-CO ₂	343	369	414	285	-16.9%
施設のエネルギー使用	t-CO ₂	27,426	31,815	28,650	25,042	-8.7%
電気	t-CO ₂	21,728	26,270	24,199	20,250	-6.8%
(電気使用量)	MWh	57,365	65,677	63,355	48,643	-15.2%
(電気の排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.378				
電気以外	t-CO ₂	5,698	5,545	4,451	4,791	-15.9%
その他	t-CO ₂	9,474	8,858	9,035	9,185	-3.1%
合 計	t-CO ₂	37,243	41,043	38,099	34,512	-7.3%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ 空調機のインバーター化 36 t-CO₂
- ・ 人感センサー付照明器具への交換 9 t-CO₂
- ・ 照明器具の高効率化等 78 t-CO₂
- ・ エレベーターのインバーター化 10 t-CO₂
- ・ 空調方式を重油ボイラーから都市ガスへ変換 10 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 空調稼働時間の短縮 520 t-CO₂
- ・ 冷暖房の設置温度の適正化 482 t-CO₂
- ・ 昼休み等の照明の消灯 91 t-CO₂
- ・ 廊下・共用部分の照明の間引き 111 t-CO₂

(3) その他

- ・ 効率的な船舶の運航 289 t-CO₂

○推進体制

①対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。

②対策の実施責任者は、毎月、電気・ガス等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、メール等により集計値を全職員に周知することにより、各職員の取組みを喚起する。

③実施責任者は、必要に応じ、取組みの強化を講ずるものとする。

海上保安庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	t-CO ₂	1,522	1,726	1,592	1,541	1.2%
施設のエネルギー使用	t-CO ₂	17,941	20,252	20,401	22,433	25.0%
電気	t-CO ₂	14,028	15,823	17,249	19,172	36.7%
(電気使用量)	MWh	37,111	41,656	45,463	45,166	21.7%
(電気の排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.378				
電気以外	t-CO ₂	3,913	4,429	3,152	3,261	-16.7%
その他	t-CO ₂	702,144	618,589	493,687	639,904	-8.9%
合 計	t-CO ₂	721,607	640,567	515,678	663,878	-8.0%

○主な削減対策と削減量

- (1) 設備改修等ハード対策
 - ・ 蛍光灯のインバーター化 17 t-CO₂
 - ・ トイレ等への人感センサー設置 5 t-CO₂
 - ・ 太陽光発電の設置 24 t-CO₂
- (2) 運転・管理等ソフト対策
 - ・ 昼休み中の消灯 57 t-CO₂
 - ・ 廊下等の照明の間引き 65 t-CO₂
 - ・ 冷暖房の設定温度変更及び時間短縮 45 t-CO₂
- (3) その他
 - ・ 効率的な船舶や航空機の運航

○推進体制

- ①対策の実施責任者は総務部政務課長とし、対策の徹底を図るため関係部局の筆頭課長等で構成される委員会を設置する。
- ②政務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③政務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じて関係部等にソフト対策の強化を指示する。

海難審判庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	t-CO ₂	6	5	4	4	-33.3%
施設のエネルギー使用	t-CO ₂	514	459	386	406	-21.0%
電気	t-CO ₂	358	302	291	302	-15.6%
(電気使用量)	MWh	947	799	760	774	-18.3%
(電気の排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.378				
電気以外	t-CO ₂	156	157	95	104	-33.3%
その他	t-CO ₂	0	0	0	0	0.00%
合 計	t-CO ₂	520	463	390	410	-21.2%

○主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

- ・複合機の導入によるファクシミリ等の削減 1 t-CO₂
- ・液晶テレビへの更新 1 t-CO₂

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・昼休み時の室内消灯 8 t-CO₂
- ・パソコン、OA機器の未使用時の主電源OFF 3 t-CO₂
- ・パソコンの省エネモード設定 1 t-CO₂
- ・アイドリングストップ等の徹底 1 t-CO₂

○推進体制

①対策の実施責任者は高等海難審判庁においては総務課長、地方海難審判庁においては書記課長、海難審判理事所においては管理課長もしくは調査課長とする。

②総務課、書記課、管理課及び調査課において、それぞれ毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、全職員にメールで伝達する。

③対策の実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、合同庁舎管理者に設備改修等のハード対策の追加要求を行うとともに、ソフト対策の強化を講じるものとする。

さいたま新都心合同庁舎2号館温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	t-CO2					
施設のエネルギー使用	t-CO2	10,646	10,689	8,354	8,157	-23.4%
電気	t-CO2	5,801	5,940	4,764	4,794	-17.4%
(電気使用量)	MWh	15,346	15,715	15,076	14,751	-3.9%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.316	0.325	
電気以外	t-CO2	4,845	4,749	3,590	3,363	-30.6%
その他	t-CO2					
合 計	t-CO2	10,646	10,689	8,354	8,157	-23.4%

○主な削減対策と削減量

(1) 施設運用段階における省エネルギー対策

- ・ 空調設備稼働時間の見直し 756 t-CO2
- ・ 共用部照明を全点灯から保安灯のみの点灯 65 t-CO2
- ・ 共用部照明の間引き点灯及び不要箇所の消灯 23 t-CO2

(2) 入居官署による運用面の取組み

- ・ 定時退庁の推進、残業時間短縮の徹底 90 t-CO2
- ・ 各階執務室照明の昼休み全消灯の推進 48 t-CO2
- ・ パソコンの待機電力削減 2 t-CO2

○推進体制

①対策の実施のため管理庁(関東地方整備局合同庁舎管理官を委員長とする。)及び入居官署(委員)にて構成される「さいたま新都心合同庁舎2号館温室効果ガス排出削減委員会」を設置した。

②管理庁において、毎月、電力・ガス・冷水・蒸気の使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、入居官署の委員に資料を配付する。

③本委員会と国土交通省関東地方整備局営繕部は、上記目標達成のために、互いに協力し合い、削減対策の充実及び強化を図ってゆく。